第二条　前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるものように改めること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則（別表第三に係る改正規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によってしたものとみなす。

別表第一　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（廃止措置として行うべき事項） **第七条の五の二**　法第十二条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置は、製錬施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。 （廃止措置実施方針に定める事項） **第七条の五の三**　法第十二条の五の二第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。 一　氏名又は名称及び住所 二　工場又は事業所の名称及び所在地 三　廃止措置の対象となることが見込まれる製錬施設及びその敷地 四　前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 五　廃止措置に係る核燃料物質の譲渡し 六　廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。） 七　廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄 八　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 九　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等 十　廃止措置期間中に機能を維持すべき製錬施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間 十一　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法 十二　廃止措置の実施体制 十三　廃止措置の工程 十四　廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第七条の五の五に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）	（廃止措置として行うべき事項） **第七条の五の二**　法第十二条の六第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、製錬施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄及び第六条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。 ［条を加える。］